

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 障害者の自立・社会参加と地域福祉の推進

第1節 障害者プランの推進

1 障害者プラン

障害者プランは、1993(平成5)年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」を更に具体的に推進していくための重点施策実施計画として、1995(平成7)年12月に政府の障害者対策推進本部において策定された。障害者プランは、1996(平成8)年度から2002(平成14)年度までの7か年計画で、保健福祉施策のみならず、住宅、教育、雇用、通信・放送など障害者施策全般に関する内容となっている。

障害者プランでは、生涯のすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し、活動する社会を目指すいわゆる「ノーマライゼーション」の理念を踏まえつつ、

ア 地域で共に生活するために

イ 社会的自立を促進するために

ウ バリアフリー化(障壁の除去)を促進するために

エ 生活の質(Quality Of Life;QOL)の向上を目指して

オ 安全な暮らしを確保するために

カ 心のバリア(障壁)を取り除くために

キ 我が国にふさわしい国際協力・国際交流を

の七つの視点から施策の重点的な推進を図ることとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 障害者の自立・社会参加と地域福祉の推進

第1節 障害者プランの推進

2 障害者プランに基づく施策の推進

厚生労働省では障害者プランを推進するための2000(平成12)年度保健福祉施策関係予算として、当初予算で約2,767億円、さらに第1次補正予算において約28億円の予算を確保し、障害者の地域生活を支えるための施設サービスや在宅サービスの充実を図った。今後とも、障害者プランに掲げられた目標の達成に向けて、一層の施策の充実を進めることとしている。

図7-1-1 障害者プランにおける厚生労働省関係の具体的な施策目標と2001(平成13)年度予算

図7-1-1 障害者プランにおける厚生労働省関係の具体的な施策目標と2001(平成13)年度予算

区 分	1995(平成7)年度	2001(平成13)年度	2002(平成14)年度
1. 住まいや働く場ないし活動の場の確保			
地域生活援助事業(グループホーム) ・福祉ホーム	5千人分	18,371人分	2万人分
授産施設・福祉工場	4万人分	65,506人分	6.8万人分
2. 地域における障害児療育システムの構築			
重症心身障害児(者)等の通園事業	300か所	787か所	1.3千か所
精神障害者社会適応訓練事業 (通院患者リハビリテーション)	3.5千人分	5,026人分	5千人分
精神障害者生活訓練施設(授産寮)	1.5千人分	5,340人分	6千人分
市町村障害者生活支援事業	—	255か所	690か所
障害児(者)地域療育等支援事業	—	500か所	690か所
精神障害者地域生活支援センター	—	235か所	650か所
3. 介護等のサービスの充実			
(在宅サービス)			
訪問介護員(ホームヘルパー)	—	41,700人増	4.5万人上乗せ
短期入所生活介護(ショートステイ)	1千人分	4,346人分	4.5千人分
日帰り介護施設(デイサービスセンター)	500か所	938か所	1千か所
(施設サービス)			
身体障害者療護施設	1.7万人分	24,193人分	2.5万人分
知的障害者更生施設	8.5万人分	94,605人分	9.5万人分

また、国の障害者プランを具体化し、地域で生活する障害者の生活支援につなげていくためには、住民により身近な行政主体である地方公共団体が障害者計画を策定し、具体的な目標を掲げながら計画的に施策を推進していくことが必要であり、障害者基本法においては、都道府県および市町村は障害者計画を策定するよう努めることとされている。計画の策定状況をみると、2000年3月末現在で、都道府県計画についてはすべての都道府県で策定済みである。市町村計画については、すべての指定都市では策定済

みであるが、指定都市を除く市区で見ると計画策定済みのところが91.1%、町村では56.2%となっており、人口規模の小さな地方公共団体ほど策定が進んでいない。さらに、計画に数値目標が盛り込まれているものは、策定済み市区町村の40.5%にとどまっている。厚生労働省においては、1999(平成11)年度に、都道府県が市町村の計画策定支援を行うための「障害保健福祉圏域計画推進事業」を創設して以来、多くの市町村で数値目標を盛り込んだ計画が早期に策定されるよう、引き続き強力に支援している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 障害者の自立・社会参加と地域福祉の推進

第2節 障害者雇用の推進

1 法定雇用率達成指導の充実・強化

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は、その雇用する身体障害者の数が以下にみる一定の法定雇用率相当数以上であるようにしなければならないものとされている。身体障害者又は知的障害者の雇用について著しく消極的な事業主に対しては、雇入れ計画の作成を命じ、その計画的な雇入れを図ることとしており、その計画が適正に実施されない場合、計画期間終了後、特別指導を行い、それでも改善が認められない場合、企業名を公表することとしている。障害者雇用率については、一般の民間企業が1.8%、一定の特殊法人が2.1%、国および地方公共団体が2.1%、一定の教育委員会が2.0%である。

図7-2-1 障害者の法定雇用率

図7-2-1 障害者の法定雇用率

一般の民間企業（法定雇用率1.8%）

（厚生労働省職業安定局集計）

企業数	雇用状況			未達成企業の割合
	常用労働者数	障害者数	実雇用率	
企業 60,651	16,914,715 人	252,836 人	1.49 %	55.7 %

- (注) 1. 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた労働者数（法定雇用障害者数の算定の基礎となる数）である（以下の表も同じ。）。
2. 障害者数とは、身体障害者と知的障害者の計である。重度障害者（重度身体障害者および重度知的障害者）についてはダブルカウントしてある。また重度障害者である短時間労働者については1人としてカウントしている（以下の表も同じ。）。
3. 身体障害者又は知的障害者の雇用義務のある企業（規模56人以上）について集計したものである。

一定の特殊法人（法定雇用率2.1%）

（厚生労働省職業安定局集計）

法人数	雇用状況			未達成法人の割合
	常用労働者数	障害者数	実雇用率	
法人 86	73,411 人	1,529 人	2.08 %	20.9 %

- (注) 身体障害者又は知的障害者の雇用義務のある法人（規模48人以上）について集計したものである。

官公庁

法定雇用率	雇用状況		
	常用労働者数	障害者数	実雇用率
2.1%	1,765,120 人	41,424 人	2.35 %
2.0%	592,668 人	7,229 人	1.22 %

- (注) 1. 法定雇用率2.0%が適用される機関とは都道府県の教育委員会および一定の市町村の教育委員会である。
2. 法定雇用率2.1%が適用される機関とは上記1以外の機関である。

また、事業主間の身体障害者および知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、身体障害者および知的障害者の雇用義務の円滑な履行を援助するため、法定雇用率未達成の事業主から納付金を徴収(不足数1人につき月額5万円)し、一定水準を超えて身体障害者および知的障害者を雇用している事業主に対して、障害者雇用調整金、報奨金を支給するとともに、施設・設備の改善等を行って障害者を雇い入れる事業主等に対して各種の助成金を支給している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 障害者の自立・社会参加と地域福祉の推進

第2節 障害者雇用の推進

2 職業リハビリテーションの充実

公共職業安定所に求職申込みを行うすべての障害者を登録し、求職申込みから就職後のアフターケアまでケースワーク方式により一貫した職業紹介、職業指導等を行うこととしている。

また、各都道府県労働局においては、障害者雇用の一層の促進を図るため、障害者重点公共職業安定所を指定して、都道府県内各安定所の障害者求職者情報を広く収集、整備し、求人者等のニーズに応じてこれらの情報を提供している。障害者のリハビリテーションについては、公共職業安定所において職業指導、職業紹介等が行われているが、職業能力評価やカウンセリング等についても専門的な知識等に基づいて十分に行うこととされているところである。このため、障害者に対して職業評価、職業指導等の専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、公共職業安定所と密接な連携を保って専門のカウンセラーによる職業評価、職業指導、職業準備訓練、職業講習および事業主に対する職場管理、作業施設に関する相談、助言等の業務を総合的に行う地域障害者職業センター(47か所、支所5か所)、医療施設や更生施設等との連携の下、職業評価、職業指導等の措置等を系統的に講ずる広域障害者職業センター(3か所)、職業リハビリテーション体制強化のための、職業リハビリテーション技術の研究・開発、情報の提供および専門職員の養成研修を行うとともに高度で先駆的な職業リハビリテーションを提供する障害者職業総合センターを設けている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 障害者の自立・社会参加と地域福祉の推進

第2節 障害者雇用の推進

3 知的障害者・精神障害者の雇用の促進

(1) 知的障害者

知的障害者については、その雇用の促進と安定を図るための条件整備を進めるため、1998(平成10)年7月1日より障害者雇用率の算定基礎に加えたほか、知的障害者の保護者等の雇用に関する理解の促進を図るための「知的障害者の職業自立啓発事業」を実施している。

(2) 精神障害者

精神障害者のうち精神分裂病、そううつ病およびてんかんにかかっている者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者については、職場適応訓練および一般の職業能力開発校における訓練対象としているほか、納付金制度に基づく助成金および特定求職者雇用開発助成金の支給対象としている。

さらに、上記以外の精神障害者も含めた精神障害者に対しては、1999(平成11)年度より医療機関等と連携したジョブガイダンス事業、地域雇用支援ネットワークによる精神障害者自立支援事業等を実施している。

なお、知的障害者、精神障害者等他者との円滑なコミュニケーションが困難である障害者に対する職場適応援助者(ジョブコーチ)による人的支援のあり方を検討するため、2000(平成12)年度から2年間のパイロット事業を実施している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 障害者の自立・社会参加と地域福祉の推進

第3節 障害保健福祉施策の見直し

(1) 経緯

介護保険制度の導入や、社会福祉基礎構造改革の動向を踏まえ、障害者福祉施策全般について総合的な見直しを行うため、障害者関係3審議会などにおいて1999(平成11)年1月「今後の障害保健福祉施策のあり方について」の意見具申が取りまとめられた。この意見具申を踏まえた身体障害者福祉法、知的障害者福祉法および児童福祉法の改正案について、1999(平成11)年9月、身体障害者福祉審議会および中央児童福祉審議会において厚生大臣の諮問に対して、了承する旨の答申が行われ、社会福祉事業法等と併せてこれらの法律を改正する「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案」が、2000(平成12)年6月に可決・成立した。

(2) 見直しの内容

障害者施策においては、これまで、行政庁が福祉サービスの要否やサービス内容を決定する措置制度によりサービスを提供してきたが、障害者のノーマライゼーションや自己決定の理念の実現が求められる中で、1)利用者の選択権を保障し、2)利用者サービス提供者との直接で対等な関係を確立するなど、個人としての尊厳を重視した、21世紀にふさわしい利用者本位の考え方に立つ新しいサービスの利用の仕組みが必要となっている。

一方、障害者の地域における生活を支援するためには、身近な行政主体である市町村が福祉サービスに関する権限を有することとともに、障害者の地域生活を支援するための事業を普及、充実させていく必要がある。

このため、今回の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法および児童福祉法の改正においては、1)措置制度から利用制度(支援費制度)への変更、2)知的障害者および障害児福祉に関する事務の市町村への委譲、3)身体障害者生活訓練等事業、知的障害者デイサービス事業など障害者の地域生活を支援するための事業の法定化などを行ったところである。

図7-3-1 障害者保健福祉施策の見直しの内容

図7-3-1 障害者保健福祉施策の見直しの内容

①措置制度から利用制度への変更（2003（平成15）年度より施行）

身体障害者更生施設等の施設サービスや身体障害者居宅介護等の在宅福祉サービスの提供方式を、現行の措置制度から、利用者が福祉サービスの提供者と直接契約し、市町村が利用者に対し支援費を支給する方式（利用制度）に改める。

ア 利用制度の基本的な仕組み

- (ア) 障害者福祉サービスの利用について支援費支給を希望する者は、市町村に支援費支給の申請を行う。
- (イ) 市町村は、利用者の障害の種類や程度などを勘案して、支給を行うことが適切であると認めるときは、支給決定を行う。
- (ウ) 利用者が都道府県知事の指定したサービス事業者や施設との間で直接に契約を行い、決定されたサービス量の範囲内で障害者福祉サービスを利用したときは、サービスに要する費用の全体額から、本人又は扶養義務者の負担能力に応じて決められる利用者負担額を控除した額を支給する。（支援費の支給は、サービス事業者や施設が利用者本人に代わって受領する代理受領方式もとれることにし、利用者の経済的負担とならないよう配慮。）
- (エ) 本人又は扶養義務者は、サービス事業者や施設に対し、利用者負担額を支払う。

イ 利用制度における市町村等の役割

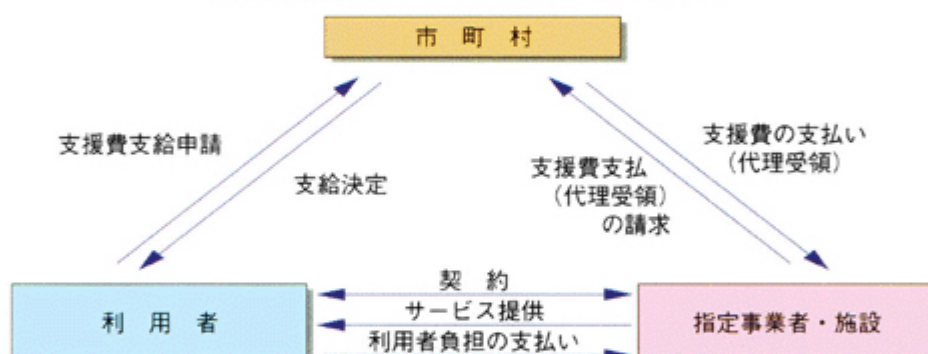
(ア) 市町村の役割

市町村は、地域の実情に応じて、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、相談、情報提供を行い、障害者の求めに応じて、サービス利用のあっせん、調整又は要請を行う。
やむを得ない事情がある場合には、入所等の措置を実施する。

(イ) 国および都道府県の役割

国および都道府県は、市町村が支援費として支弁する費用の一部を負担又は補助する。

障害者福祉サービスの基本的な仕組み



②市町村への権限委譲（2003年度より施行）

障害者のニーズに対応したきめ細やかなサービスを総合的に提供するとともに、サービス提供体制の一元化を図る観点から、現在、都道府県が行っている知的障害者福祉、障害児福祉に関する以下の事務を市町村に委譲する。

- ア 知的障害者更生施設等への入所、知的障害者短期入所に係る事務
- イ 知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）に係る事務
- ウ 児童短期入所（障害児のショートステイ）に係る事務 など

③事業の法定化（イ・エは2001（平成13）年度より施行）

以下に掲げる事業や施設を、法律に位置づける。

- ア 身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、障害児相談支援事業
身体障害者、知的障害者、障害児に対し、福祉に関する相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業
- イ 身体障害者生活訓練等事業
点字や手話の訓練など、身体障害者が日常生活・社会生活を営むために必要な訓練等の援助を行う事業
- ウ 手話通訳事業
聴覚、言語、音声機能障害者に対し、手話通訳等の便宜の供与を行う事業
- エ 盲導犬訓練施設
盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設
- オ 知的障害者デイサービス事業
知的障害者又は介護者に対し、手芸や工作等の創造的活動、社会適応訓練、介護方法の指導などを行う事業
- カ 知的障害者デイサービスセンター
知的障害者デイサービス事業に係る便宜の供与を目的とする施設

また、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」による改正後の社会福祉法において、政令で定める事業については、利用者が10人以上であれば社会福祉事業に含まれることとなり、これを受け、1)知的障害者福祉法に規定する知的障害者授産施設を経営する事業、2)身体障害者福祉法に規定する身体障害者授産施設を経営する事業、3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者授産施設を経営する事業が、社会福祉法施行令に定められた。

この改正政令の施行に伴い、常時利用する者(利用定員)が10人以上20人未満の通所の知的障害者授産施設、身体障害者授産施設および精神障害者授産施設(「小規模通所授産施設」という。)について、設備および運営に関する基準を設けるため、それぞれの省令を改正し、2000(平成12)年12月1日から施行しているところである。

小規模通所授産施設に係る設備基準や職員配置基準については、自主的かつ地域に根ざした取組みとして、創意工夫を凝らした活動を展開している小規模作業所が、その良さを失うことなく法定施設へ移行できるよう、従来の授産施設と比べて緩やかな基準としている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 障害者の自立・社会参加と地域福祉の推進

第4節 地域福祉の推進

1 社会福祉基礎構造改革の推進

1951(昭和26)年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など、社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、昨年、社会福祉事業法等の改正により、社会福祉基礎構造改革を行った。その内容は、利用者の立場に立った質の高い福祉サービスを提供する等の観点から、利用者保護のための制度の創設、苦情解決の仕組みの導入、社会福祉事業の充実・活性化等の多岐にわたって行われたものであり、現在、これらの体制整備や質の高い人材の確保等に鋭意取り組んでいるところである。具体的には、厚生労働省として、次のような施策を行っている。

(1) 地域福祉権利擁護事業の普及

地域福祉権利擁護事業は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方々が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用支援等を行う事業として、社会福祉協議会を中心に1999(平成11)年10月から開始されており、また、2000(平成12)年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に位置づけられている。

具体的には、社会福祉協議会等の実施主体と援助を必要とする方との間で利用契約を締結した上で、社会福祉協議会等が派遣する生活支援員が、その契約内容に応じ、福祉サービスの適切な援助のための情報提供や助言、申込み手続の代行、当該サービスの利用料の支払の代行等を行うことにより、福祉サービスの適切な利用を援助するものである。

本事業の実施に当たっては、本人等の意向を尊重し契約内容を決定することとなっており、契約締結に際しては、利用者の判断能力等の確認を行うための「契約締結審査会」や本事業の適正な運営を確保するための監督を行う第三者機関である「運営適正化委員会」を設置することにより、事業の信頼性や公共性を高め、利用者が安心して利用できる仕組みとなっている。

厚生労働省としては、今後とも都道府県、社会福祉協議会等に対して、本事業の実施方法の工夫やサービス内容の向上について、さらに支援・指導を行うとともに、非営利活動団体(Nonprofit Organization;NPO)、ボランティア団体等多様な主体との連携等を進め、より一層、本事業の普及・定着を図ることとしている。

(2) 苦情解決制度の定着促進

福祉サービスに関する苦情は、本来、当事者である利用者と事業者との間で自主的に解決されることが望ましいことから、社会福祉法において苦情解決のための努力義務は社会福祉事業の経営者にあると明確に定めたところである。また、苦情解決に当たっては、公正・中立を確保する観点から外部の第三者に関与させることとしている。

しかしながら、このような事業者段階では解決が困難な苦情もあり得ることから、都道府県段階の公正・中立な機関として、社会福祉、法律、医療の専門家から成る運営適正化委員会が、苦情解決に必要な調査、助言、あっせんを行うとともに、虐待等の不当な行為が行われていると認められる場合には、都道府県知事への通知を行うこととしている。

なお、特に社会福祉施設については、運営基準において、利用者からの苦情への対応について規定を設けるとともに、運営適正化委員会が行う調査に協力する努力義務を課することにより、苦情解決の実効性を担保している。

(3) 第三者評価事業の推進

社会福祉法においては、事業者は自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うべきことを明記するとともに、国においても福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資する措置を講ずることとされた。これを受け、本年度から、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場でサービスの質を評価する第三者評価事業が、福祉分野においても本格的に実施されることとなった。

この第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における具体的な課題を把握しサービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者のサービス選択に資することを目的としているものであり、これにより監査や福祉サービスの優劣をつけることを想定しているものではない。

第三者評価の基本的な考え方や標準的な評価方法、項目等についての指針を公表するとともに、具体的な評価の進め方や評価を行う者に対する研修等を進めている。

今後ともより良い福祉サービスが提供されるよう、第三者評価事業の推進に向けて取り組んでいくこととしている。

なお、介護保険サービスについては、別途、利用者自身によるサービス選択のための評価のあり方について検討が行われている。

(4) 地域福祉計画の策定

我が国の社会経済情勢が大きく変貌する中で「生きがいを持って安心して暮らすことができる社会」を実現するためには、広く地域住民やNPO等皆で支え合う共助の社会を築いていくことが必要である。

福祉分野にあっても、多様な国民の福祉ニーズに十分に応えるためには、身近な地域において住民のニーズに適した福祉サービスを総合的に提供する体制を確立すること、地域住民、社会福祉協議会、ボランティア等、民間組織の積極的な参画や相互の連携を深め、住民相互で支え合うことのできる仕組みづくりを進めることなど、地域福祉を総合的に推進することが重要である、

このような背景から、2000(平成12)年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに「地域福祉の推進」に関する章が設けられ、また、各地方公共団体における地域福祉の計画的な推進を図るため、地域福祉計画に関する規定が設けられたところである。

地域福祉計画は、地域住民等の意見を十分に踏まえ、地域における福祉サービスの利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、住民の地域福祉活動への参加促進などを図るための事項を一体的に定めるものであり、各地方公共団体においては、計画の策定および実施を通じ、良質かつ適切な福祉サービスを総合的に提供する体制が整備されるものと期待されている。

社会福祉法における地域福祉計画に関する規定は、2003(平成15)年4月1日に施行されることとなっており、今後、厚生労働省においては、「計画策定指針」を示し、各地方公共団体の計画策定を支援することとしている。

(5) 社会福祉法人に関する規制の見直し

社会福祉事業の実施の中核たる社会福祉法人についても、利用者の立場に立って多様な福祉サービスを提供するため、社会福祉法人の設立に当たって、ホームヘルプ事業等を行う場合に必要となる資産額を引き下げること、特別養護老人ホーム等を設置する場合は民間からの土地の賃貸等を可能とすることなどの資産要件の緩和を行った。また、併せて、利用定員等の施設設置基準に関して、障害者の通所授産施設の最低人員を引き下げること等の取組みも進めてきているところである。さらに、社会福祉法人が創意工夫を活かし自主的かつ効率的な運営ができるよう、新たに「社会福祉法人会計基準」を定め、施設ごとの会計区分を弾力化し法人単位の経営を確立できるとともに、利用制度化した事業に

ついて利用料収入を施設整備費の償還に充てることを認める等の措置を講じたところである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 障害者の自立・社会参加と地域福祉の推進

第4節 地域福祉の推進

2 ホームレス対策

近年の経済・雇用情勢等を背景として、ホームレスが大きな社会問題となっている。その数は、1999(平成11)年11月時点では約2万人と推計されている。

このような現状を踏まえ、政府においては、1999年2月に厚生省、労働省を中心に、関係省庁および関係地方公共団体で構成する「ホームレス問題連絡会議」を設置し、同年5月に「ホームレス問題に対する当面の対応策について」を取りまとめたところである。

厚生労働省では、この「当面の対応策」を踏まえ、2000(平成12)年度から、宿所および食事の提供、健康管理、生活相談・指導等を行い、就労意欲を助長させるとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談・紹介を行うことにより、就労による自立を目指す事業を実施している。また、2001(平成13)年度からは、夜間の宿所提供、健康診断、生活相談等を行う緊急一時的な居住場所を確保する事業を実施することとしている。今後とも、関係地方公共団体と連携を図りつつ、こうした取組みの着実な実施を通じて、ホームレス対策の一層の推進を図ることとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 障害者の自立・社会参加と地域福祉の推進

第4節 地域福祉の推進

3 生活保護

生活保護制度は、生活に困窮する者がその利用し得る資産や他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活が維持できない場合に、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度である。1950(昭和25)年の生活保護法の制定以降、国民生活のいわば最後のよりどころとしての機能を果たしてきた。

しかしながら、法制定時から50年が経過した今日では、当時と比べて国民の意識、経済社会、人口構成など生活保護制度をとりまく環境は大きく変化しており、また、近年、景気停滞による失業率の上昇などの影響を受けて、被保護者は増加の傾向にある。このような経済社会情勢などの変化を踏まえ、21世紀においても生活保護制度がその役割を適切に果たしていけるよう、まず、被保護者を含む低所得者の生活実態を十分把握した上で、制度全般について引き続き議論していく必要がある。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 障害者の自立・社会参加と地域福祉の推進

第5節 戦没者の追悼と中国残留邦人対策

1 国主催の戦没者追悼式典

(1) 全国戦没者追悼式

全国戦没者追悼式は、我が国が、戦後、平和国家として飛躍的な発展を遂げた陰には先の大戦において多くの尊い犠牲があったことに思いを馳せ、これら戦没者の方々の尊い犠牲を永く後世に伝えるとともに、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう恒久平和への誓いを新たにするという趣旨の下、毎年8月15日(戦没者を追悼し平和を祈念する日)に政府主催で天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで実施している。

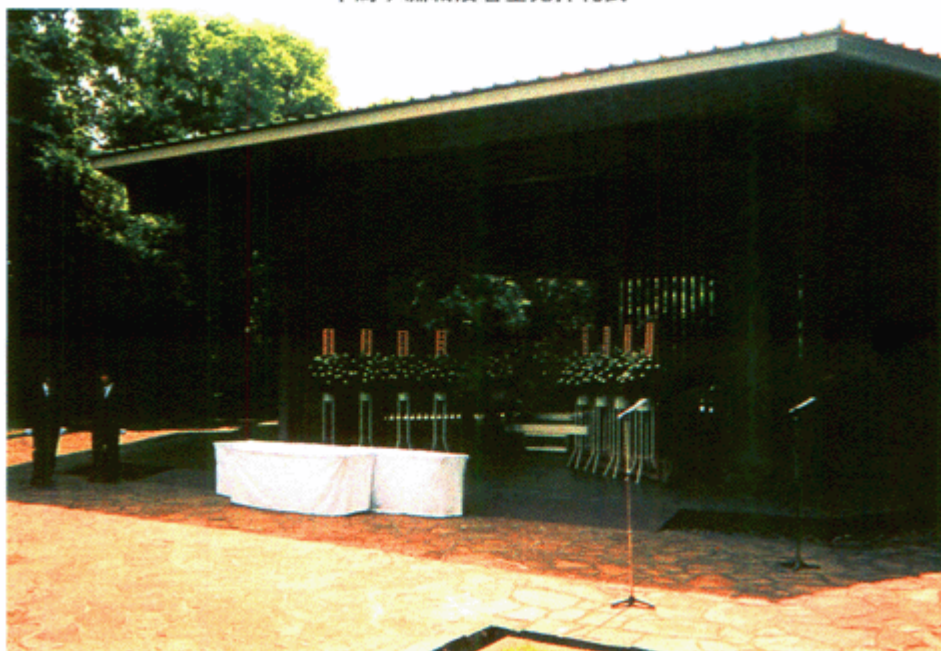
(2) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式

千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、先の大戦による戦没者の遺骨であって遺族に引き渡すことのできないものを納める国の施設であり、現在約35万柱が納骨されている。千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式は、遺骨収集等により海外(硫黄島を含む。)から新たに持ち帰られたこのような遺骨の納骨を行うとともに、併せて墓苑に納められた遺骨に対して拝礼を行うものであり、毎年春に厚生労働省主催で皇族の御臨席を頂き実施している。

また、近年における施設の改善に関する遺族、関係団体等からの要望も踏まえて、現在、厚生労働省および環境省において具体的な改善内容を検討している。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式

千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 障害者の自立・社会参加と地域福祉の推進

第5節 戦没者の追悼と中国残留邦人対策

2 戦没者慰霊事業の推進

(1) 遺骨収集

海外における戦没者の遺骨については、これまでに海外戦没者(約240万人)のうち、引揚者等が持ち帰ったものを含め、約半数(約124万人)の遺骨が本邦に送還された。

南方地域については、硫黄島などの一部の収集継続地域、海没などの自然条件や相手国の事情により収集できない地域を除き、おおむね収集は終えた状況にあるが、今後も残存遺骨情報が寄せられた場合には収集団を派遣し、遺骨収集を実施することとしている。

また、旧ソ連地域およびモンゴル地域においては、戦後の抑留中に約5万4,400人が死亡したが、2000(平成12)年度までに1万1,765柱の遺骨を収集した。この地域における収集可能な埋葬地については、2002(平成14)年度までにおおむね収集を終えることを目標に遺骨収集を強力に実施している。なお、モンゴル地域については1999(平成11)年度におおむね収集を終えたところである。

(2) 慰霊巡拝・慰霊碑建立

戦域となった地域等において戦没者を慰霊するため、遺族を主体とした慰霊巡拝を1976(昭和51)年度から計画的に実施している。その一環として、1998(平成10)年3月および11月に学童疎開船対馬丸の遭難海域において、また、1999(平成11)年11月にはマリアナ海域において、関係遺族等の参列の下に洋上慰霊を実施した。また、旧ソ連地域およびモンゴル地域については、抑留中死亡者の埋葬地への墓参を計画的に実施している。

さらに、戦没者遺児が旧主要戦域における人々と戦争犠牲者の遺族という共通の立場で交流し、相手国の理解を深めることにより、今後の慰霊事業の円滑な推進を図りつつ、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行う慰霊友好親善事業を1991(平成3)年度から実施している。

戦没者慰霊碑については、旧主要戦域ごとに中心となる地域1か所を選び、戦没者への慰霊と平和への思いを込めて、1971(昭和46)年以降、硫黄島ほか海外14か所に建立している。また、2001(平成13)年度中にモンゴル地域にモンゴル抑留中死亡者の慰霊碑を建立することとし、旧ソ連地域についても、埋葬地のある共和国、地方、州ごとに小規模慰霊碑を2000(平成12)年度から順次建立している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 障害者の自立・社会参加と地域福祉の推進

第5節 戦没者の追悼と中国残留邦人対策

3 中国残留邦人等への擁護施策

(1) 中国残留孤児の調査

中国残留孤児については、「訪日調査」を1999(平成11)年度まで計30回行った。しかしながら、高齢化した孤児の訪日に伴う身体的な負担を軽減し、早期の帰国希望にこたえるため、2000(平成12)年度からは、中国現地で日中共同の調査を行った後、両国政府が孤児と認定した者の情報を日本で公開し、肉親情報が得られた者についてのみ訪日対面調査を行うこととし、肉親情報がない者については訪日調査を経ずに、帰国できる方法に改めた。こうした一連の調査の結果、2001(平成13)年度末までに、2,747名の中国残留孤児のうち、1,266名の身元が判明している。

(2) 中国残留邦人に対する帰国支援および定着・自立の促進

1) 帰国支援

永住帰国援護として、帰国旅費や自立支度金を支給するほか、55歳以上の高齢者が帰国する場合には、扶養するために同行する成年の子1世帯も援護の対象としている。また、一時帰国援護として墓参のための往復の旅費や滞在費を支給するほか、希望者は毎年一時帰国ができるようにしている。

2) 定着・自立の促進

帰国者世帯が円滑に定着自立できるよう、帰国直後の4か月間の「中国帰国者定着促進センター」への入所や、その後8か月間の「中国帰国者自立研修センター」への通所を通じて、日本語指導、生活・就労指導等を行うほか、帰国者と地域住民相互の理解を深めるための地域交流事業等を行っている。

そのほか、語学教材の支給や、各帰国者世帯に対する相談・助言を行う身元引受人のあっせん、自立指導員の派遣、国民年金の特例措置などの施策、関係各省庁による公営住宅の優先入居、子女の教育の機会の確保などの施策が講じられている。

また、最近では、中国帰国者の高齢化が一層進み、また、同伴する2・3世も増加しているが、言葉や生活習慣の相違等により地域社会から孤立しがちな帰国者が増えていることから、中国帰国者問題についての国民の関心と理解を促しつつ、地方公共団体との連携の下に民間ボランティアや地域住民の協力を得ながら自立に向けた継続的な支援を行うため、「中国帰国者支援・交流センター」を2001(平成13)年度から首都圏と近畿圏に設置することとしている。

(3) 樺太残留邦人問題への対応

樺太地域(サハリン)には終戦当時約38万人の邦人が居住しており、1949(昭和24)年に引揚げが中断された後も、生活上の必要に迫られ、やむを得ず国際結婚した婦女子やソ連政府によって業務に従事するよう求められた少数の技術者等千数百人が樺太地域に残留しており、これらの者を「樺太残留邦人」と呼んでいる。ここ数年、高齢化による宅郷の念の高まりや、2・3世の将来への配慮、ロシアの経済状態の悪化などにより、永住帰国を希望する者が増加している。

樺太残留邦人に対しては、永住帰国援護、一時帰国援護等中国残留邦人と同様の援護を行っている。ま

た、定着者の多い北海道には、2001(平成13)年度から北海道自立研修センターに就籍相談員や通訳を配置し、定着促進を図っている。

また、今後の永住帰国の計画的な受入れを推進する基礎資料とするため、2000(平成12)年度と2001年度の2か年計画により職員が現地を訪れ、現地政府の協力を得て、樺太地域居住者から永住帰国希望等の意向調査および未帰還者の生死確認等を含めた残留邦人の消息の調査を行っている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare